



多様性を認め合う「松戸市パートナーシップ宣誓制度」の導入

多様な性の在り方や生き方について、各自治体や企業の取り組みが報道される機会が増え、社会的に認知されつつあるものの、依然として日常生活の様々な場面において偏見や差別により精神的な苦痛を受けているなど、自分らしく生きることが困難な状況におかれている現状があります。

このような状況を踏まえ、本市では「松戸市人権尊重都市宣言」（平成10年）の理念に基づき、多様な性の在り方と生き方を尊重し、共生できる地域社会の実現を目指し「松戸市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年11月1日より導入します。

なお、県内では千葉市に次いで2番目の導入となります。

●制度の概要

性別（性自認や性的指向）を問わず、パートナーシップの関係にあるお二人の宣誓を基に、宣誓の要件を満たしていることを確認後、宣誓証明書や宣誓証明カードを発行する制度です。法的な効力が生じるものではありませんが、市がお二人の思いを尊重し、LGBTなど性的少数者の方々や、事実婚の方々が感じている生きづらさの軽減・解消を応援します。

●今後の対応（制度導入に伴い受けられるようになるサービス）

市のサービスとしては同性カップルの市営住宅入居申請が可能となります。民間のサービスとして賃貸住宅への入居、病院での手術同意等、夫婦や家族を要件とする各種割引サービスが受けられる場合があります。今後も利用できるサービスの拡充と民間事業者への普及啓発と制度理解に努めます。

●これまでの市の取り組み

市職員及び教職員等が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解し、状況に応じた適切な対応ができるように、令和元年8月に「多様な性に関する対応ガイドライン」を作成しました。また、性の多様性に関する市職員向け及び市民向け講演会を実施しています。



●宣誓証明書交付式について

導入日の11月1日は日曜日ですが導入を記念して交付式を行います。
以降は開庁日での宣誓受付・交付となります。

日 時 令和2年11月1日（日）10時から

場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン

出席者 宣誓・証明書交付を希望する2組4名・本郷谷市長

【1組目】

中才 結貴（なかさい ゆき）様、長山 小夏（ながやま こなつ）様

【取材時のお願い】

- ・本名不可（上記はいずれも仮名）
- ・写真撮影は顔が写らないようにマスク着用の上、斜めや後方からの撮影なら可能
- ・インタビューは可能

【2組目】

聖斗（まさと）様、はる 様

【取材時のお願い】

- ・本名不可（上記はいずれも仮名）
- ・写真撮影不可
- ・インタビューは可能

【問い合わせ先】

総務部行政経営課 ☎047-366-7311

〈(1) 松戸市パートナーシップ宣誓制度の導入について〈概略〉〉

背景

本市における「人権尊重都市宣言」（平成10年）の趣旨に則り、多様な性の存在と生き方を尊重し、共生できる地域社会を実現していく。

目的

パートナーシップ宣誓に対し、市が宣誓証明書を発行することにより、性的少数者カップルや事実婚の方々の生きづらさを軽減・解消する。

現状

対外的にその関係を証明することができず、さまざまなか場面で生きづらさを感じている

性的少数者カップル

⇒法律婚を望んでいるが、不可能

事実婚の方々

⇒法律婚を望まない

3

事実婚の方々を含む
(県内2例目)

パートナーシップ宣誓制度の導入 (施行予定日：令和2年11月1日)

サービスが受けられるようになることによる自己肯定感

1 当事者による「パートナーシップ宣誓」

2 宣誓証明書の発行（市）

3 法律婚と同等のサービス提供

宣誓することができる方

- ・成年
- ・未婚者
- ・市民又は市内転入予定者（いずれか一方で可）
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にない方
- ・近親者関係にない方

受けられるようになるサービス（想定）

- 市のサービス
- ・市営住宅への入居
 - ・総合医療センターにおける手術同意等（宣誓制度導入以前より対応済み）
- 民間サービス（制度理解の普及啓発活動を予定）
- ・賃貸住宅への入居
 - ・病院での手術同意等が可能
 - ・夫婦や家族を要件とする企業サービスや割引

(2) パートナーシップ宣誓の流れ

事前連絡・調整

- ◆ 事前に行政経営課へ連絡し、宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行う。

※必要書類（下記①～④）

- ①パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- ②現住所を確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行した証明書）
- ③独身であることを証明する書類
(戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類)
- ④本人確認書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等）

4 パートナーシップ宣誓

- ◆ 宣誓書の提出
※事前に予約した日時に、当事者が必要書類を持参。
※提出書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認を行う。
- ◆ 当事者2人の来庁が必須（入院等やむを得ない理由がある場合は1人でも可能。）

宣誓証明書・証明カードの交付申請

- ◆ 宣誓と同時に、宣誓証明書・証明カードの申請が可能。

宣誓証明書・証明カードの受領



松戸市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



松戸市

目次

1 パートナーシップ宣誓制度について

- (1) はじめに..... 1
- (2) パートナーシップ宣誓制度とは..... 1

2 パートナーシップ宣誓をするには

- (1) 宣誓をすることができる方..... 2
- (2) 宣誓に必要なもの..... 3
- (3) パートナーシップ宣誓の流れ..... 4

3 宣誓証明書について

- (1) 宣誓証明書の交付を申請するには..... 5
- (2) 宣誓内容に変更があった場合..... 5
- (3) 宣誓証明書の返還..... 5

4 その他（参考資料）

- (1) 松戸市パートナーシップ宣誓要綱の取扱いに関する要綱..... 6
- (2) パートナーシップ宣誓書〈第1号様式〉..... 9
- (3) パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書〈第2号様式〉.....10
- (4) 宣誓証明書〈第3号様式〉・宣誓証明カード〈第4号様式〉.....11
- (5) パートナーシップ変更・解消届〈第5号様式〉.....12

1 パートナーシップ宣誓制度について

(1) はじめに

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言（平成10年）の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指しています。

その一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を令和2年11月から開始しました。

松戸市は、人に優しくすべての人の人権が大切にされる社会を築くため、今後も様々な人権施策を進めていきます。

(2) パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、お互いに責任を持って協力していくことを約束した2人の関係です。

この制度は、パートナーシップ関係にある方々の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書やパートナーシップ宣誓証明カードを交付するものです。これにより法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと生活することができるよう、市がお二人の思いを尊重し、応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、多様なパートナーシップ、家族の在り方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

2 パートナーシップ宣誓をするには (1)

(1) 宣誓をすることができる方

以下の要件(①~⑤)をすべて満たす方が、宣誓をすることができます。

① 成年に達していること

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。)

② 松戸市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は転入を予定している方。(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。)

※転入予定の方は、宣誓の際に転入予定日を記載してください。

③ 配偶者がいないこと

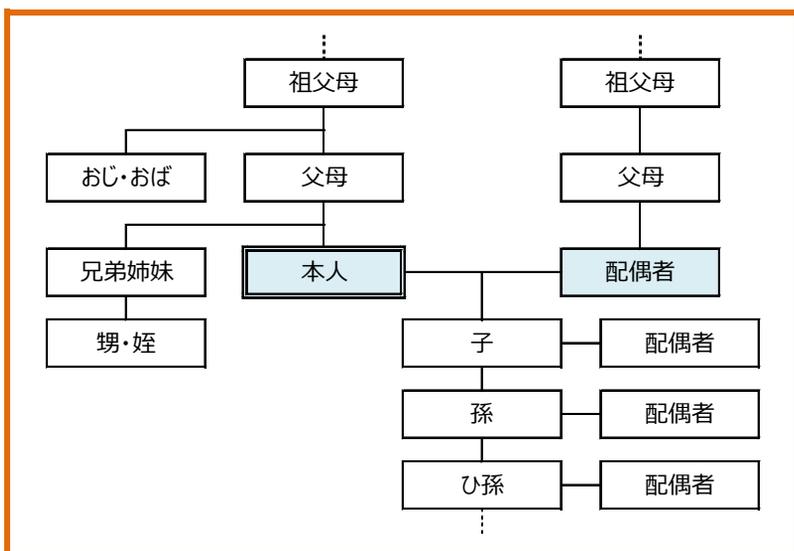
戸籍謄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)を提出してください。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

⑤ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。下図を参照)



2 パートナーシップ宣誓をするには (2)

(2) パートナーシップ宣誓に必要なもの

宣誓には、以下(①~⑤)のものが必要となります。

① パートナーシップ宣誓書

「宣誓者」及び「確認事項」欄を、もれなく記入してください。

様式は行政経営課の窓口に準備してあります。また、松戸市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jinken_danjo/jinken/partnership.html>

② 現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。

- ◆住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
- ◆マイナンバーカード(「通知カード」や「個人番号通知書」ではありません)
- ◆運転免許証等の官公署が発行した証明書(現住所が記載されたもの)

③ 独身であることを証明する書類

戸籍謄本等をお持ちください。(3か月以内に発行されたもの)

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

④ 本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

2 パートナーシップ宣誓をするには (3)

(3) パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

①電話又はメールにて事前連絡

必ず事前に行政経営課まで連絡をしてください。

宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

(連絡先) 行政経営課 〈平日8時30分～17時〉

TEL:047-366-7311 FAX:047-364-6919

Mail mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

※宣誓及び宣誓証明書等の交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

②パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろって行政経営課までお越しください。

※個室での対応となります。

※ご病気等によりお二人でお越しになれない事情がある方は、ご相談ください。

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

※内容確認等に時間を要する場合があります。

③宣誓証明書・証明カードの交付申請

宣誓と同時に、宣誓証明書等の交付を申請することができます。

④宣誓証明書・証明カードの受領

3 宣誓証明書について

(1) 宣誓証明書の交付を申請するには

宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を申請することができます。

「パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（様式第2号）」を提出してください。宣誓の要件等に不備が無いことを確認後、宣誓証明書等を交付します。

※申請書の旧字体は証明書等で再現できない場合がありますのでご了承ください。

※各書類の様式は9ページ以降を参照してください。

(2) 宣誓内容に変更があった場合

次の場合は、「パートナーシップ変更・解消届（様式第5号）」を提出してください。

- ◆ 宣誓した事項に変更があった
- ◆ 要件を満たさなくなった
- ◆ パートナーシップを解消した
- ◆ 一方又は双方が市外への転出をした
- ◆ 一方が死亡した

(3) 宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や双方が市外への転出をしたときは、宣誓証明書等を市に返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

パートナーシップの無効

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。その場合、無効とした宣誓証明書の番号を公表します。

4 その他（参考資料）

（1）松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。

(2) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者であり、又はパートナーシップの宣誓後、市長が定める期間内に本市への転入を予定している者であること。

(3) 現に婚姻していない者であること。

(4) パートナーシップを宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。

(5) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。

(1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 その他（参考資料）

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者（以下「宣誓者」という。）が、本市へ転入を予定している場合は、宣誓書に記載した転入予定日から14日以内に、次の各号のいずれかの書類を提出し、又は提示するものとする。

(1) 本市に転入する予定が記載された転出証明書

(2) 前項第1号に規定する書類

3 宣誓者は、宣誓書に記載した転入予定日から14日以内に、前項第2号の書類の提出又は提示を行うことが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。

4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

（通称名の使用）

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 宣誓者は、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（第2号様式）により、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）又はパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合は、宣誓者に対し、第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書又は証明カードに記載するものとする。

（パートナーシップの変更等及び証明書等の返還）

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届（第5号様式。以下「変更・解消届」という。）により市長に届け出るものとする。この場合において、第4条第4項に規定する本人確認の手続を準用する。

(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。

(2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 双方が市外へ転出したとき。

(4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

2 宣誓者は、前項の規定により変更・解消届を提出しようとするときは、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。この場合において、同項中「宣誓日前」とあるのは「届出日前」と読み替えるものとする。

4 その他（参考資料）

3 宣誓者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

5 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

（パートナーシップの無効）

第8条 パートナーシップは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

（市における宣誓書の取扱い）

第9条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

（宣誓書の保存期間）

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

4 その他（参考資料）

(2) パートナーシップ宣誓書〈第1号様式〉

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 松戸市長

私たちは、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏名 (自 署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名) ※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号	()	()

※1 外国人等の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）	
第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	いずれも市外在住の場合 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※2 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
第3号	2人とも、婚姻していない。	<input type="checkbox"/>
第4号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。	<input type="checkbox"/>
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない。（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）	<input type="checkbox"/>
	直系姻族の関係ではない。	<input type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。)	<input type="checkbox"/>

※2 転出証明書又は市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

4 その他（参考資料）

（3）パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（第2号様式）

第2号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（宛先）松戸市長

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣誓者		
（フリガナ）		
氏名		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に✓をつける）		
種別	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは1人1枚のみ交付します。

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住所	
氏名	
電話番号	（ ）
証明書の交付を必要とする理由	（証明カードの再交付の場合 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損）※3

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失・毀損等やむを得ない場合に限りです。

次の事項を確認してください。

確認事項（該当項目に✓をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第3条	第1号 2人とも成年に達している。	<input type="checkbox"/>
	第2号 2人の少なくともいずれか一方が、本市内に住所を有し、又は本市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	第3号 2人とも配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
	第4号 2人ともパートナー以外の者とのパートナーシップを形成していない。	<input type="checkbox"/>
	第5号 2人が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

4 その他（参考資料）

(4) 宣誓証明書〈第3号様式〉・宣誓証明カード〈第4号様式〉

第3号様式（第6条第2項関係）

(表)

第 年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

_____年 月 日生 _____年 月 日生

宣誓日 _____年 月 日

上記両名が、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、努力してまいります。

松戸市長 ○○○○

(裏)

注意事項

- この証明書は、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - 双方が本市から転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。
- 2(仮)、3(仮)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、この証明書を発行していません。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいようお願いいたします。

- パートナーシップとは
 - 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係を言います。
 - 互いの同意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - 同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。
- パートナーシップ宣誓を受け入れた際に確認した事項
 - この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認められた場合に交付されます。
 - 配偶者がいないこと。
 - パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
 - 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。（既婚関係が終了した場合を除く。）

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日	
_____年 月 日	

画姓名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(フリガナ)		
氏名		
戸籍上の氏名		

第4号様式（第6条第2項関係）

第 号

パートナーシップ宣誓証明カード

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 _____年 月 日 交付日 _____年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

_____年 月 日生 _____年 月 日生

松戸市長 ○○ ○○

(表)

(裏)

注意事項

- このカードは、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - 宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - 双方が本市から転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

(氏名)	(氏名)
(戸籍上の氏名)	(戸籍上の氏名)

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

4 その他（参考資料）

（5）パートナーシップ変更・解消届〈第5号様式〉

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（宛先）松戸市長

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣誓者	
（フリガナ）	
氏名	
（通称名の場合、戸籍上の氏名）	
生年月日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住所	
氏名	
原因日	年 月 日
変更する事項又は解消した理由 （右のいずれかに✓）	<input type="checkbox"/> 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認した事項の変更 ※1 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 ※2 <input type="checkbox"/> 双方が本市から転出した ※2 <input type="checkbox"/> 一方の死亡
電話番号	（ ）

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3か月以内に発行されたもの））を提出してください。

※2 パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式）を返還してください。

注意：宣誓者のうち、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者がいるときには、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。

松戸市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和2年11月発行

協力 すこたんソーシャルサービス

発行 松戸市

編集 松戸市総務部行政経営課

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

TEL 047-366-7311

FAX 047-364-6919

Mail mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp